

■既存不適格部分の調査結果(構造耐力関係 法第20条)

チェック項目				現行法要件	現況調査結果
元 号	年	対象法令			
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		

※ 既存不適格の項目のみ調査結果を記入してください。
※ 不適格であることを証する図面・構造計算書等の書類を添付してください。
※ EXP.J等で分けられた建築物で、不適格の建築物の部分が複数ある場合は、その部分ごとに作成してください。(番号は添付図書の配置図に記入した番号を記入)

既存不適格調査チェックリスト(構造)

■法第86条の7の緩和を受ける場合の各規定の適合状況(構造耐力関係)

☐ 増改築部分の面積制限なし

平17国交告566号(改正 平28国交告917号)より

(第1号 イ〔構造上一体〕の場合に(1)、(2)、(3)のいずれにも適合すること、または第1号ロ〔EXP.J〕の場合に(2)、(3)のいずれにも適合すること)					増改築部分	既存部分 (独立部分以外の独立部分を除く)			備考	
						棟番号				
	令第137条の2第1号イ	(1)	(構造計算) 令第3章第8節の規定に適合							
		(2)	(構造方法) 令第3章第1節～第7節の2の規定に適合							
			(建築設備の構造強度) 令第129条の2の4の規定に適合							
		(3)	(構造方法) 耐久性等関係規定に適合							
			H17国交告566号第1	第1号	㊦ (屋上から突出する水槽等) 令第129条の2の4第3号の規定に適合	(注) (2)により、増改築部分は現行基準に適合する必要がある				
					㊧ (配管設備) 令第129条の2の5第1項第2号及び第3号の規定に適合					
					㊨ (昇降機) 令第129条の4、令第129条の5、令第129条の8第1項、令第129条の12第1項第6号及び第2項、並びにかごの構造の規定に適合					
	第2号		㊩ (屋根ふき材等) 昭46建告第109号に適合							
		㊪ (特定天井) 脱落防止措置								
	令第137条の2第1号ロ	(2)	(構造方法・構造計算) 令第3章の規定に適合							
			(建築設備の構造強度) 令第129条の2の4の規定に適合							
		(3)	(構造方法) 耐久性等関係規定に適合							
			H17国交告566号第2	第1号	㊦ 令第3章第8節に規定する構造計算に適合	(注) (2)により、増改築部分は現行基準に適合する必要がある				法第20条第1項第2～4号に掲げる建築物に限る。
					(地震時構造計算) 令第3章第8節に規定する構造計算に適合 ㊧ (地震時外構造計算) 令第82条第1号から第3号までに定めるところによる構造計算に適合					
					(地震時構造計算) 耐震診断基準 (H18国交告第185号) に適合 ㊨ (地震時外構造計算) 令第82条第1号から第3号までに定めるところによる構造計算に適合					
				第2号	(屋上から突出する水槽等) 令第129条の2の4第3号の規定に適合					
					(配管設備) 令第129条の2の5第1項第2号及び第3号の規定に適合					
					(昇降機) 令第129条の4、令第129条の5、令第129条の8第1項、令第129条の12第1項第6号及び第2項、並びにかごの構造の規定に適合					
				第3号	(屋根ふき材等) 昭46建告第109号に適合					
					(特定天井) 脱落防止措置					

☐ 増改築部分の床面積の合計が、既存部分の延べ面積(基準時)の1/2以下の場合

〔増改築部分の床面積 m²〕 ≤ 〔基準時における延べ面積 m²〕／2＝ m²

(イ、ロ、ハのいずれかに該当すること。ただし、ロは、法第20条第1項第4号に掲げる建築物に限る。)					増改築部分	既存部分 (独立部分以外の独立部分を除く)			備考	
						棟番号				
	令第137条の2第2号	イ	(構造方法) 耐久性等関係規定に適合							
			H17国交告566号第3	第1号	㊦ (構造方法) 令第3章第1節～第7節の2の規定に適合					
					a { ㊧(1) ㊧(1) 令第3章第8節に規定する構造計算					
					b { ㊧(2) ㊧(2) 法第20条第1項第4号の木造建築物は壁量計算等 (令第42条、第43条、第46条)に適合					
					c { ㊧(1) ㊧(1) 小規模な一体増改築※1に該当する場合 (地震時構造計算)耐震診断基準(H18国交告第185号)に適合 (地震時外構造計算)令第3章第8節に適合				(注)a,b,c,dの いずれかより 選択。	
					d { ㊧(1) ㊧(1) EXP.Jで分離 (地震時構造計算)耐震診断基準(H18国交告第185号)に適合 (地震時外構造計算)令第82条第1号から第3号までに定めるところによる構造計算					
			第2号	(屋上から突出する水槽等)令第129条の2の4第3号の規定に適合						
				(配管設備)令第129条の2の5第1項第2号及び第3号の規定に適合						
				(昇降機)令第129条の4、令第129条の5、令第129条の8第1項、 令第129条の12第1項第6号 及び第2項、並びにかごの構造の規定に適合						
			第3号	(屋根ふき材等)昭46建告109号に適合						
				(特定天井)脱落防止措置						
		ロ	(構造方法) 令第3章第1節～第7節の2(令第36条、第38条第2項～第4項を除く)の規定に適合							法第20条第1項第4号に掲げる建築物に限る。
			H17国交告566号第4	(基礎の補強)基礎の補強方法に関する基準、鉄筋コンクリート造の規定の準用						
		ハ	前号に定める基準に適合							

☐ 増改築部分の床面積の合計が、既存部分の延べ面積(基準時)の1/20以下かつ50㎡以内の場合

〔増改築部分の床面積 m²〕 ≤ 〔基準時における延べ面積 m²〕／20かつ50㎡＝ m²

(イ、ロのいずれかに該当すること。)					増改築部分	既存部分 (独立部分以外の独立部分を除く)			備考
						棟番号			
	令 2 第 1 3 7 号 条 の	イ	(1)	(構造方法・構造計算) 令第3章の規定に適合					
				(建築設備の構造強度) 令第129条の2の4の規定に適合					
			(2)	構造耐力上の危険性が増大しないこと					
		ロ	前二号に定めるいずれかの基準に適合						

- 注 1. この書式は今回増改築申請に係る一の建築物ごとに作成してください。
2. 添付図書
- (1) 配置図 今回増改築申請に係る建築物の増改築部分、既存部分及びEXP.Jの位置、並びに、既存の各独立部分に付した棟番号を記載してください。
- (2) 配置図に付した棟番号順に、各独立部分の建築年、構造、階数、延べ面積を整理し、基準時における延べ面積及び増改築に係る部分の床面積の合計を算定してください。
- (別添「基準時における延べ面積等算定書」参照)
- ※1 増築又は改築後の建築物の架構を構成する部材から追加および変更がない場合。